

市内公共施設の利用及び事業・イベントに係る対応方針

令和3年11月29日

草加市新型コロナウイルス対策本部

本市の市内公共施設の利用及び事業・イベントについては、県方針及び市内の感染状況等を踏まえ、次のとおりといたします。

1. 対象期間

- ・令和3年12月1日（水）～

2. 対象施設及び事業・イベント

- ・市内公共施設及び学校開放施設
- ・市（委託業者を含む）が実施する事業やイベント

3. 対応内容

(1) 市内公共施設等の利用について

各公共施設における収容率50%以内の利用制限を解除します。

なお、これに伴い「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」を別紙1の通り改訂するものとします。

(2) イベントの開催について

イベントの開催については、別紙2「埼玉県 第72回新型コロナウイルス対策本部会議」資料3頁の「4 イベントの開催制限」に沿って次の通り対応するものと致します。

- ・感染防止安全計画の提出が必要な場合
参加予定人数が、5,000人以上のイベント
- ・チェックリストの公表が必要な場合
参加予定人数が、1,000人以上のイベント